

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆  
☆  
☆  
☆☆ 多久市議会定例会議案 ☆  
☆  
☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和2年6月5日 提出

多 久 市



# 目 次

ページ

議案甲第 2 1 号	専決処分の承認について（多久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）……………	1
議案甲第 2 2 号	多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例……………	4
議案甲第 2 3 号	多久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例……………	5
議案甲第 2 4 号	令和 2 年度東原庁舎西溪校プール改築工事の請負契約締結について……………	6
議案乙第 2 4 号	専決処分の承認について（令和 2 年度多久市一般会計補正予算（第 2 号））……………	7
議案乙第 2 5 号	令和 2 年度多久市一般会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
報告第 2 号	令和元年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	9
報告第 3 号	令和元年度多久市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について……………	1 2
報告第 4 号	令和元年度多久市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	1 4
報告第 5 号	令和元年度多久市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	1 6

報告第 6 号	令和元年度多久市農業集落排水事業特別会計繰越 明許費繰越計算書の報告について……………	1 8
報告第 7 号	令和元年度多久市土地開発公社事業報告及び決算 について……………	2 0
報告第 8 号	令和 2 年度多久市土地開発公社事業計画及び予算 について……………	2 1
報告第 9 号	令和元年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び 決算について……………	2 2
報告第 1 0 号	令和 2 年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び 予算について……………	2 3
報告第 1 1 号	令和元年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業報告及び決算について……………	2 4
報告第 1 2 号	令和 2 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業計画及び予算について……………	2 5

議案甲第21号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和2年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

佐賀県後期高齢者医療連合の後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、多久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月15日

多久市長 横 尾 俊 彦

## 別紙

### 多久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

多久市後期高齢者医療に関する条例（平成20年多久市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第7条の傷病手当金並びに第8条及び第9条の傷病手当金と給与等との調整の支給に係る申請書の提出の受付

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案甲第 2 2 号

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する  
条例

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 3 3 年多久市条例第 1  
3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中災害弔慰金等支給審査委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 5 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

市が設置していない委員の項を削除するため、条例の一部を改正する必要がある。



議案甲第23号

多久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

多久市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年多久市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第24号

令和2年度東原庁舎西溪校プール改築工事の請負契約締結について

令和2年度東原庁舎西溪校プール改築工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多久市条例第3号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 東原庁舎西溪校プール改築工事   |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 3 | 契約の金額  | 206,580,000円   |
| 4 | 工 期    | 契約締結日の翌日から令和3年3月1日まで                                   |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 小城市牛津町勝1165番地2-1B<br>氏名 株式会社 中野建設 小城営業所<br>所長 大石 広行 |

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提案する。

議案乙第24号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度多久市一般会計補正予算（第2号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和2年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

令和2年度多久市一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度多久市一般会計補正予算（第2号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和2年5月19日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第2号

令和元年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、令和元年度多久市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

## 令和元年度 多久市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				
						未収入特定財源			その他	一般財源
						国支出金	県支出金	地方債		
		定住促進事業	5,170,000	900,000					900,000	
2 総務費	1 総務管理費	旧緑が丘小学校解体工事	57,967,000	56,602,000	14,939,000		41,400,000		263,000	
		新公立病院基本構想・計画策定支援委託料	17,000,000	17,000,000				8,500,000	8,500,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策	396,000	396,000					396,000	
	2 清掃費	地域振興対策事業	40,659,000	15,600,000					15,600,000	
		宮農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業費補助金	2,689,000	257,000		256,908			92	
		中山間地域総合整備事業	17,226,000	14,355,000		14,355,000			0	
6 農林業費	1 農業費	農業基盤整備促進事業	31,540,000	31,540,000		18,988,000			12,552,000	
		農業用施設整備事業	18,010,000	17,850,000		17,831,000			19,000	
		農業水路等長寿命化・防災減災	7,200,000	7,200,000		3,905,000			3,295,000	
	2 林業費	林道維持事業	2,580,000	2,580,000					2,580,000	
		農林地崩壊防止事業	18,890,000	3,300,000		1,650,000			1,650,000	
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	126,500,000	500,000	500,000				0	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳					一般財源
						未収入特定財源		その他			
						国支出金	県支出金	地方債	円	円	
8 土木費	2 道路橋りょう費	公共施設等適正管理推進事業	10,443,000	9,463,000			8,500,000			963,000	
		過疎債償改良事業 (道路事業)	35,176,000	35,175,000	75,000		35,100,000			0	
9 消防費	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金事業 (道路事業)	244,534,000	238,924,000	87,000	135,025,000				15,812,000	
		社会資本整備総合交付金事業 (都市公園事業)	44,380,000	44,380,000		21,190,000		20,600,000		2,590,000	
10 教育費	1 消防費	防火水槽撤去工事	3,278,000	3,278,000						3,278,000	
		消火栓設置工事負担金	1,538,000	1,538,000						1,538,000	
11 災害復旧費	2 農林業施設災害復旧費	東部校西側進入路測量設計委託料	6,457,000	4,957,000						4,957,000	
		現年発生農地災害復旧事業	280,000,000	280,000,000			266,840,000	100,000		13,060,000	
計	3 公共土木施設災害復旧費	現年発生農産物施設災害復旧事業	1,003,150,000	867,637,000			786,260,000	300,000		81,077,000	
		現年発生林道災害復旧事業	406,739,000	362,709,000	42,000		340,178,000	3,000,000		19,489,000	
計	3 公共土木施設災害復旧費	現年発生林道単独災害復旧事業	25,000,000	25,000,000				16,900,000		8,100,000	
		現年発生公共土木施設災害復旧事業	911,490,000	880,585,000		682,765,000		7,900,000		189,920,000	
計	3 公共土木施設災害復旧費	現年発生公共土木施設単独災害復旧事業	76,828,000	76,828,000				47,100,000		29,728,000	
		がけ崩れ対策事業	66,700,000	66,700,000		33,000,000	26,400,000			7,300,000	
計			3,461,540,000	3,065,254,000	204,000	887,419,000	1,476,663,908	268,900,000	8,500,000	423,567,092	

## 報告第3号

### 令和元年度多久市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき準用する同令第146条第1項により、令和元年度多久市一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰り越したため、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月5日

多久市長 横尾 俊彦



令和元年度多久市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源				訳 一般財源	説 明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 国県支出金	地方債	その他		
11 災害復旧費	2 農林業 施設災害 復旧費	現年発生林道 災害復旧事業	円 119,139,920	円 71,284,660	円 47,855,260	円 119,139,920	円 47,855,260	円 45,462,000	円 2,100,000	円 283,260	円 283,260	円 283,260	工事用道路の被災に伴い、 年度内に工事が完了しない ため
	合	計	119,139,920	71,284,660	47,855,260	119,139,920	47,855,260	45,462,000	2,100,000		283,260	283,260	

報告第4号

令和元年度多久市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算  
書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、令和元年度多久市土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

令和元年度 多久市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国支出金	県支出金	地方債	その他	
2	事業費 1 多駅周辺 土地区画整理 事業	土地区画整理事業 (単独事業)	4,796,000	4,796,000	円	円	円	円	円	4,796,000
計			4,796,000	4,796,000						4,796,000

報告第 5 号

令和元年度多久市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書  
の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 1 項の規定に基づき、令和元年度多久市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 5 日

多久市長 横 尾 俊 彦

令和元年度 多久市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源		
						国支出金	県支出金	地方債		その他	
1	下水道費 2 下水道建設費	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(公共下水道)	103,990,000	103,151,000	円	円	円	円	円	円	円
	計		103,990,000		48,210,000		37,600,000				17,341,000

報告第 6 号

令和元年度多久市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算  
書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 1 項の規定に基づき、令和元年度多久市農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 5 日

多久市長 横 尾 俊 彦

令和元年度 多久市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			その他	
						国支出金	県支出金	地方債		
2	災害復旧費	災害関連農村生活環境施設 復旧事業	36,902,000	36,902,000			12,703,000	12,700,000		11,499,000
	計		36,902,000				12,703,000	12,700,000		11,499,000

報告第7号

令和元年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和元年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和2年6月5日

多久市長 横尾 俊彦



報告第8号

令和2年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和2年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

報告第9号

令和元年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和元年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和2年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

報告第10号

令和2年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和2年6月5日

多久市長 横尾 俊彦

報告第 1 1 号

令和元年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び  
決算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づ  
き、令和元年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び決算につ  
いて別冊のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 5 日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第12号

令和2年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び  
予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和2年6月5日

多久市長 横尾 俊彦